

介護老人保健施設山県グリーンポートデイケアセンター (通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション) 運営規程

(運営規程設置の趣旨)

第1条 医療法人社団友愛会が開設する介護老人保健施設山県グリーンポート（以下「当施設」という。）が実施する通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（以下「当事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 当施設は、要支援状態及び要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画（以下「通所リハビリテーション計画」という。）を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 当施設は、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。
- 2 当施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
 - 3 当施設は、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
 - 4 当施設は、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
 - 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
 - 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者等の個人情報については、別に定める個人情報の利用目的以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称及び所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 山県グリーンポートデイケアセンター
- (2) 開設年月日 平成17年3月1日
- (3) 所在地 岐阜県山県市大門大岡773番地
- (4) 電話番号 0581-36-2800(代表) 0581-36-2731(直通)
ファックス番号 0581-36-2122
- (5) 介護保険指定番号 通所リハビリテーション(2150880017号)

(従業者の職種及び員数)

第5条 当施設の従業者の職種及び員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | | |
|-----|-------------------|-------------------|
| (1) | 管理者・医師 | 1人(介護老人保健施設と兼務) |
| (2) | 看護職員 | 2人以上 |
| (3) | 介護職員 | 10人以上 |
| (4) | 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 | 5人以上 |
| (5) | 管理栄養士 | 1人以上(介護老人保健施設と兼務) |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、当施設に携わる従事者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行い、利用者又は家族等への適切な指導を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく看護を行い、利用者又は家族等への介護指導を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく介護を行い、リハビリ訓練の介助、利用者又は家族等への介護指導を行う。
- (5) 理学療法士又は作業療法士は、利用者に対し、利用者の自宅に赴き、通所リハビリテーション計画の作成・変更を行うほか、機能訓練の実施に際し指導を行う。
- (6) 管理栄養士は、医師や看護師等と共同して栄養ケアマネジメント計画書を作成するとともに、利用者の栄養管理、栄養指導、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 当施設の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日まで。(但し、12/31～1/3を除く。)
- (2) サービス提供時間 10時から16時まで。
- (3) 営業時間 8時30分から19時まで。

(利用定員)

第8条 当施設の利用定員数は、35人とする。

(当事業のサービス内容)

第9条 医師、看護師、理学療法士、作業療法士等のスタッフ共同で作成される通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及びその他必要なリハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助を行う。
- 3 通所リハビリテーション計画に基づき、食事の提供を行う。

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- 1 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- 2 食費、利用者又は家族等の自由な選択に基づく日用品費・教養娯楽費、理美容代、行事費、その他の費用等利用料を、別に定める料金表に掲載の料金により支払いを受ける。

(通常の送迎の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

山口市、岐阜市長良川以北、関市武芸川町、本巣市文殊区域

(施設の利用に当たっての留意事項)

第12条 当施設利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第10条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第9条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。利用者の守るべき事項は次のとおりとする。

- (1) 医師、看護師及び介護員等の療養上の指示に従うこと。
- (2) 喫煙は、原則として禁止とする。
- (3) 飲酒は、一切禁止とする。
- (4) 火気の取扱いは、一切禁止とする。
- (5) 設備・備品の利用は、皆様に快適にお使い頂けるよう大切に扱うこと。

- (6) 所持品・備品等の持込は必要な物を最小限とし、持込の物品には名前を記入すること。
- (7) 金銭・貴重品の管理は、原則として行っておりませんので各自にて管理すること。
- (8) 宗教活動は、一切禁止とする。
- (9) ペットの持込は、一切禁止とする。
- (10) 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- (11) 他利用者への迷惑行為は禁止する。
- (12) 利用料等は、利用の都度又は指定する期限までに納めること。

(非常災害対策)

第13条 施設の非常災害時における対策は、別に定める消防計画、緊急連絡等に定めるところによる。

(利用の申し込み)

第14条 当施設を利用しようとする者は、申込書を施設長に提出しなければならない。

(利用の可否)

第15条 施設長は、前条の規定による申し込みを受けたときは、受給資格等の確認をし、利用の可否を通知しなければならない。

(利用の取り消し等)

第16条 施設長は、前条の規定による許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、施設利用を取り消し、又は利用を制限若しくは停止することができる。

- (1) 正当な理由なしに施設療養に関する指示に従わないとき。
- (2) 施設管理上支障があると認めるとき。
- (3) その他施設長が適当でないと認めるとき。

(損害賠償)

第17条 故意又は過失により、施設、設備、器具等を破損又は滅失した者は、その賠償をしなければならない。

(職員の服務規律)

第18条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当っては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。

(3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第19条 職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第20条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団友愛会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第21条 職員は、医療法人社団友愛会が行う年2回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第22条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。

3 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第23条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行う。

(虐待防止に関する事項)

第24条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について全従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施（年2回）

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(苦情の処理)

第25条 施設内に苦情・相談窓口を設置し、プライバシーの保持、迅速な対応と早急な解決をする。

2 苦情・相談への対応の概要を次のように定める。

○苦情・受付相談窓口

①常時設置の「ご意見箱」に文書で投函

②山県グリーンポート通所リハビリ責任者に直接申し出る

電 話 0581-36-2800

FAX 0581-36-2122

開設時間 月曜日～土曜日午前8時30分～17時00分

○外部相談窓口

山県市健康介護課 電 話 0581-22-6838

岐阜市介護保険課支援係 電 話 058-214-2093 (直通)

関市高齢福祉課 電 話 0575-23-8993

もとす広域連合介護保険課 電 話 058-320-2220

岐阜県国民健康保険団体連合会 電 話 058-275-9826

○処理手順

①検討会の開催＝事実確認を行い、施設長、事務長、看護介護部長、苦情受付対応者（必要に応じては、対象職員）と協議する。

②苦情の返答＝検討した結果を施設長名で速やかに返答する。

③改善の実施＝改善を速やかに実施し、改善状況を確認する。（損害を賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。）

④解決困難な場合＝保険者に連絡し、助言・指導を得て改善を行う。また、解決できない場合には、保険者と協議し、国保連合会への報告及び指導を仰ぐ。

⑤再発防止＝同様の苦情、事故が起こらないように苦情対応報告書に記録し、職員に周知するとともに「苦情対応手順」に則り再発防止に努め、サービスの向上に努める。

(その他運営に関する重要事項)

第26条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、利用定員を超えて利用させない。

2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

3 通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団友愛会の理事会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成17年3月1日より施行する。
この運営規程は、平成17年10月1日より施行する。
この運営規程は、平成18年4月1日より施行する。
この運営規程は、平成19年1月1日より施行する。
この運営規程は、平成19年7月1日より施行する。
この運営規程は、平成22年9月1日より施行する。
この運営規程は、平成24年8月1日より施行する。
この運営規程は、平成25年9月1日より施行する。
この運営規程は、平成27年1月1日より施行する。
この運営規程は、平成27年4月1日より施行する。
この運営規程は、平成29年3月1日より施行する。
この運営規程は、平成29年4月1日より施行する。
この運営規程は、平成29年9月1日より施行する。
この運営規程は、平成30年6月1日より施行する。
この運営規程は、令和元年5月1日より施行する。
この運営規程は、令和2年7月1日より施行する。
この運営規程は、令和5年12月1日より施行する。
この運営規程は、令和6年4月1日より施行する。
この運営規程は、令和6年6月1日より施行する。
この運営規定は、令和7年4月1日より施行する。